

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月27日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	川辺町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.kawabe-gifu.jp/?page_id=31333

執行機関名 川辺町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	川辺町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年川辺町条例第14号)による助成に関する事務(重度心身障害)
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 川辺町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年川辺町条例14号)による助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第一条	川辺町福祉医療費助成に関する条例 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児等、 <u>重度心身障害者</u> 、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、 <u>医療費の一部を助成</u> (以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の <u>保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		川辺町福祉医療費助成に関する条例